

令和8年（フ）第5905号
東京都足立区西綾瀬3丁目15―16
破産者 佐山 和利
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第321号
栃木県小山市駅南町四丁目25番21号
破産者 丸勝商事株式会社
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第571号
栃木県日光市塩野室町801番地1
破産者 阿久津良美（旧姓半田）
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第796号
栃木県栃木市大宮町1748番地14
破産者 石山 真史
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第97号
栃木県宇都宮市茂原町1070番地2
破産者 増渕 敬子
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第180号
栃木県栃木市小平町10番22号 ミラージュ203号
破産者 佐賀 海
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第194号
栃木県宇都宮市材木町4番29号
破産者 株式会社松本
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第379号
栃木県宇都宮市中央3丁目7番3号 グリーンハイツ中央203
破産者 幅 雅広
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第380号
栃木県宇都宮市中央3丁目7番3号 グリーンハイツ中央203
破産者 船山 明美
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第385号
栃木県大田原市中田原1364番地3 シャトーハイツ2―103号
破産者 三浦 学
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第402号
栃木県小山市城東4丁目16番44号、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ3丁目43番地9
破産者 大島 康雄
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第478号
栃木県宇都宮市兵庫塚1丁目9番26号 グラントヒル幹A201
破産者 叶内 淳
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第31号
東京都練馬区南田中3丁目28―4―208
破産者 星 龍也
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1395号
東京都昭島市美堀町4丁目9―9―402
破産者 小林 靖博
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2454号
東京都目黒区鷹番2丁目1―4―101
破産者 深澤 幹子（旧姓松浦）
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2795号
神奈川県横浜市西区久保町1番20号
破産者 株式会社コーリナコーポレーション
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3176号
東京都渋谷区広尾5丁目19番14号
破産者 有限会社アールドット

1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3177号
東京都板橋区桜川3丁目22―5―205
破産者 小早川玲重
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3550号
東京都練馬区下石神井1丁目14―36―103
破産者 佐々木晃大
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3653号
東京都江戸川区東瑞江2丁目33―1―102
破産者 山根 健太
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3706号
東京都大田区多摩川1丁目18―10―901
破産者 井澤 亮一
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3715号
千葉県松戸市新松戸3丁目296番地 サンライトバストラル壱番街B―301、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田佐久間町2丁目24番地
破産者 株式会社ダンゲアラ
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部